

保護者 様

愛知県立豊野高等学校長

学校感染症による出席停止について

下記の学校感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。医療機関で受診し、医師の登校許可証明書が出てから登校させてくださるようお願いいたします。なお、書類を医師が記載するにあたり、各医療機関で定められた料金がかかりますのでご了承ください。

記

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで

登 校 許 可 証 明 書

年 組 番 名前

病 名

上記の疾患により 月 日から 月 日まで安静加療、 月 日から出校可能です。

令和 年 月 日

医療機関・医師名